

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し（案）
に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方

実施期間 平成25年12月17日から平成26年1月16日まで

実施結果 個人1人から1件（内容は下記のとおり）

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
「農業用水」にはD類型ではなく、より上位の環境基準の類型を適用すべきではないか。	水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項に基づき国が定めており、農業用水にはD類型以上の環境基準が適用されています。 なお、今回の見直しは、国の定める農業用水などの利用目的に応じた環境基準を見直すものではなく、杣場川の水質の改善状況を反映して、より上位の環境基準を適用しようとするものです。